

## 学校保健安全法医療券の交付について (お知らせ)

就学援助を受けている児童生徒で、健康診断及び健康相談等により、学校病の治療が必要と認められるときは、「医療券」を交付いたします。医療機関に「医療券」を提出することで、医療費（自己負担分）の援助を受けることができます。

### 【学校病】※保険診療の範囲内

- ①う歯（むし歯） ②トラコーマ ③結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外）
- ④白せん ⑤かいせん ⑥のうか疹（とびひ） ⑦中耳炎
- ⑧慢性副鼻腔炎（慢性に限る） ⑨アデノイド ⑩寄生虫病（ぎょう虫）

### 【医療券の交付申請先】

#### ・医療機関用の医療券・・・在学する学校

※病院を受診する月毎に医療券の交付申請が必要です。

※就学援助の審査結果がでる前に医療券が必要な場合は、

【医療券交付申請書兼誓約書】の提出が必要になります。

#### ・お薬が処方された場合（調剤薬局用の医療券）・・・学務課

※医療機関受診後、学校病の治療のためお薬が処方された場合は、

那覇市教育委員会 学務課へお問合せください。TEL：098-917-3505

### 【留意事項】

就学援助の審査結果が出る前に医療券を使用した場合で、審査結果が認定不可のときは、那覇市が医療機関に支払った医療費を返還していただきます。

### 【病院に持っていくもの】

#### ①学校保健安全法医療券

※医療券なしで治療された場合は、自己負担になります。

#### ②健康保険証（要保護児童生徒は、社会保険等に加入している者のみ）



### 【問合せ先】

那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所11階）

那覇市教育委員会 学務課

就学奨励グループ TEL：098-917-3505